

(第一類 第十号)

第一百八回国会

國 土 交 通 委 員 會 議 錄 第 八 号

(一一六)

平成二十四年六月十三日(水曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 伴野 豊君

理事

小泉 俊明君

理事

古賀 敬章君

理事

松崎 哲久君

理事

山本 公一君

理事

阿知波吉信君

理事

金子 清美君

理事

富田 茂之君

理事

石井 登志郎君

理事

勝又恒一郎君

理事

白石 洋一君

理事

中川 治君

理事

古賀 一成君

理事

白石 洋一君

理事

津島 恭一君

理事

熊田 篤嗣君

理事

村上 史好君

理事

奥田 建君

理事

川村 秀三郎君

理事

赤澤 亮正君

理事

北村 茂男君

理事

柳田 義明君

理事

若井 康彦君

理事

小瀬 優子君

理事

佐田 玄一郎君

理事

二階 俊博君

理事

福井 照君

理事

稻津 久君

理事

中島 正純君

理事

望月 義夫君

理事

穀田 恵二君

理事

柿澤 未途君

理事

羽田 雄一郎君

理事

奥田 建君

理事

吉田 おさむ君

理事

津島 恭一君

理事

室井 邦彦君

理事

津川 祥吾君

理事

関根 正博君

理事

国土交通大臣

国土交通副大臣

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通委員会専門員

委員の異動

平成二十四年六月十三日(水曜日)

六月十三日

辞任

石井 章君

補欠選任

村上 史好君

白石 洋一君

石井 登志郎君

勝又恒一郎君

向山 好一君

谷田川 元君

同日

同日

同月十二日

氣象事業の整備拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六二四号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一六二五号)

同(森山裕君紹介)(第一六二六号)

同(山本剛正君紹介)(第一六二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七二六号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

六月十二日

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

五月二十一日

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用に関する請願(穀田恵二君紹介)(第一

一〇三号)

長良川河口堰のゲート開放等に関する請願(重

野安正君紹介)(第一二二二三号)

同(阿部知子君紹介)(第一二三三五号)

六月六日

長良川河口堰のゲート開放等に関する請願(近

藤昭一君紹介)(第一四四三号)

気象事業の整備拡充に関する請願(重野安正君紹介)(第一二二六一号)

同(橋本勉君紹介)(第一二二六二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五一三号)

同(橋本勉君紹介)(第一五一四号)

同(高邑勉君紹介)(第一五六〇号)

同(中島隆利君紹介)(第一五六一號)

六号)

同月十二日

気象事業の整備拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六二四号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一六二五号)

同(森山裕君紹介)(第一六二六号)

同(山本剛正君紹介)(第一六二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七二六号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

六月十二日

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

同(阿部知子君紹介)(第一二三三五号)

同(橋本勉君紹介)(第一二二六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五一三号)

同(橋本勉君紹介)(第一五一四号)

同(高邑勉君紹介)(第一五六〇号)

同(中島隆利君紹介)(第一五六一號)

六号)

同月十二日

気象事業の整備拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六二四号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一六二五号)

同(森山裕君紹介)(第一六二六号)

同(山本剛正君紹介)(第一六二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七二六号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

六月十二日

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

同(阿部知子君紹介)(第一二三三五号)

同(橋本勉君紹介)(第一二二六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五一三号)

同(橋本勉君紹介)(第一五一四号)

同(高邑勉君紹介)(第一五六〇号)

同(中島隆利君紹介)(第一五六一號)

六号)

同月十二日

気象事業の整備拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六二四号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一六二五号)

同(森山裕君紹介)(第一六二六号)

同(山本剛正君紹介)(第一六二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七二六号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

六月十二日

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

同(阿部知子君紹介)(第一二三三五号)

同(橋本勉君紹介)(第一二二六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五一三号)

同(橋本勉君紹介)(第一五一四号)

同(高邑勉君紹介)(第一五六〇号)

同(中島隆利君紹介)(第一五六一號)

六号)

同月十二日

気象事業の整備拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六二四号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一六二五号)

同(森山裕君紹介)(第一六二六号)

同(山本剛正君紹介)(第一六二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七二六号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

六月十二日

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

同(阿部知子君紹介)(第一二三三五号)

同(橋本勉君紹介)(第一二二六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五一三号)

同(橋本勉君紹介)(第一五一四号)

同(高邑勉君紹介)(第一五六〇号)

同(中島隆利君紹介)(第一五六一號)

六号)

同月十二日

気象事業の整備拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六二四号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一六二五号)

同(森山裕君紹介)(第一六二六号)

同(山本剛正君紹介)(第一六二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七二六号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

六月十二日

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

同(阿部知子君紹介)(第一二三三五号)

同(橋本勉君紹介)(第一二二六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五一三号)

同(橋本勉君紹介)(第一五一四号)

同(高邑勉君紹介)(第一五六〇号)

同(中島隆利君紹介)(第一五六一號)

六号)

同月十二日

気象事業の整備拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六二四号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一六二五号)

同(森山裕君紹介)(第一六二六号)

同(山本剛正君紹介)(第一六二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七二六号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

六月十二日

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

同(阿部知子君紹介)(第一二三三五号)

同(橋本勉君紹介)(第一二二六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五一三号)

同(橋本勉君紹介)(第一五一四号)

同(高邑勉君紹介)(第一五六〇号)

同(中島隆利君紹介)(第一五六一號)

六号)

同月十二日

気象事業の整備拡充に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六二四号)

同(秋葉賢也君紹介)(第一六二五号)

同(森山裕君紹介)(第一六二六号)

同(山本剛正君紹介)(第一六二七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一七二六号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

六月十二日

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二二号)

同(阿部知子君紹介)(第一二三三五号)

同(橋本勉君紹介)(第一二二六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五一三号)

同(橋本勉君紹介)(第一五一四号)

地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書(長野県上田市議会)(第三三三九号)

地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書(長野県南木曽町議会)(第三三四〇号)

津波避難施設等の整備に係る各種規制の緩和を求める意見書(高知市議会)(第三三四一号)

東北地方の高速道路無料開放の復活を求める意見書(福島県郡山市議会)(第三三四二号)

都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(東京都江東区議会)(第三三四三号)

独立行政法人都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書(東京都大田区議会)(第三三四四号)

都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(東京都江東区議会)(第三三四四号)

都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(東京都江東区議会)(第三三四五号)

都市再生機構住宅を公共住宅として存続させる意見書(東京都狛江市議会)(第三三四六号)

都市再生機構住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(神奈川県鎌倉市議会)(第三三四七号)

特急列車廃止・削減に反対する意見書(福井市議会)(第三三四八号)

都市再生機構(UR)賃貸住宅(旧公団住宅)を公

共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(大阪府吹田市議会)(第三三四九号)

都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(福井県小浜市議会)(第三三五一号)

UR賃貸住宅を公共住宅として存続させることを求める意見書(東京都清瀬市議会)(第三三五二号)

六月八日

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行

政の充実を求める意見書(北海道雄武町議会)(第三五八〇号)

地下水等水資源の保全に関する法整備を求める意見書(木曾広域連合議会)(第三五八一号)

「防災・減災ニユーディール」による社会基盤再構築を求める意見書(前橋市議会)(第三五八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第八二号)

いては、災害のリスクと向き合って生きていかざるを得ず、災害に強い、強靭な国土づくりを進めることが重要です。首都直下地震等の大規模災害に備えるため、住宅・建築物や公共施設の耐震化向上、津波防災地域づくり法等に基づく津波対策の強化、ミッシングリンクの解消、水害・土砂災害対策、津波警報の改善、大規模災害に対する初動体制強化等、ハード・ソフト一体となつた対策を進めてまいります。

また、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の的確な維持管理が重要な課題となつておりますが、重点化・長寿命化等を図るなど、効率化を重視しつつ、インフラの戦略的な維持管理、更新に取り組んでまいります。

昨年末に事業の継続を決定したハツ場ダムについては、官房長官裁定を踏まえて適切に対処しておりますので、これを許します。国土交通大臣羽田雄一郎君。

○羽田国務大臣 このたび、国土交通大臣を拝命いたしました羽田雄一郎でございます。

伴野委員長を初め理事並びに委員の皆様方にいたしまして羽田雄一郎でございます。

伴野委員長を初め理事並びに委員の皆様方にいたしまして羽田雄一郎でございます。

本年四月に関越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故では、多くのとうとい命が奪われ、多数の方がけがをされました。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、安全、安心は、御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

御審議に当たり、國土交通行政の当面の諸課題について、私の考え方を述べさせていただきます。

まず、東日本大震災からの復旧復興は、国土交通行政として取り組むべき最優先の課題であります。三陸沿岸道路を初めとする道路、河川、鉄道、港湾、海岸保全施設等のインフラの復旧、整備、被災地のまちづくりや被災された方々の居住安定への支援、地域産業の基盤形成など、国土交通省は復旧復興において大きな役割を担つております。私は、現場の声、被災地の住民の方々の声として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書(大阪府泉南市議会)(第三三五〇号)

北陸新幹線若狭ルート整備に関する意見書(福井県小浜市議会)(第三三五一号)

UR賃貸住宅を公共住宅として存続させることを求める意見書(東京都清瀬市議会)(第三三五二号)

六月八日

六月八日

炭素化のための取り組みを推進します。また、社

会全体の高齢化が進む中、子育て世代が住みやすくなるよう、医療や介護、職場・住宅が近接したコ

ンパクトシティの形成を目指すこととし、高齢者向け住宅の供給促進や、地域の公共交通システムの整備、パリアフリー化の推進、通学路の安全確保等に取り組んでまいります。

また、選択と集中という考え方に基づいて真に必要な基盤を整備していくなど、我が国の経済活性化に向けた取り組みを加速することも重要なと考

えております。

大都市の国際競争力強化のため、大都市圏環状道路、国際コンテナ・バルク戦略港湾、大都市拠点空港等の基盤の強化に取り組みます。また、不動産投資市場の活性化等により、民間資金も活用して耐震改修、老朽施設の再生を進めるなど、都市の防災・環境性能の向上による都市の再生を目指すとともに、離島を初めてとする地方の活性化にもしっかりと取り組んでまいります。

また、選択と集中という考え方に基づいて真に必要な基盤を整備していくなど、我が国の経済活性化に向けた取り組みを加速することも重要なと考

えております。

大都市の国際競争力強化のため、大都市圏環状道路、国際コンテナ・バルク戦略港湾、大都市拠点空港等の基盤の強化に取り組みます。また、不

動産投資市場の活性化等により、民間資金も活用して耐震改修、老朽施設の再生を進めるなど、都

市の防災・環境性能の向上による都市の再生を目指すとともに、離島を初めてとする地方の活性化にもしっかりと取り組んでまいります。

高速道路については、地元や有識者等幅広い意見を伺いながら、必要性や効果を確認しつつ、戦略的なネットワークの強化に取り組んでまいります。

高速道路については、地元や有識者等幅広い意見を伺いながら、必要性や効果を確認しつつ、戦

略的なネットワークの強化に取り組んでまいります。

整備新幹線の未着工三区間については、昨年末の政府・与党確認事項に基づき、認可、着工に向けた最終段階の手続を進めているところであり、引き続き、着実に手続を進めてまいります。

住宅・不動産分野においては、リフォーム投資の促進と既存住宅の流通拡大などに取り組んでまいります。また、国土を守り、地域を支える担い手としての役割を果たす建設産業については、経営環境の整備や技能、技術の承継、海外展開の促進等を図り、その再生、発展に取り組んでまいります。

整備新幹線の未着工三区間については、昨年末

の政府・与党確認事項に基づき、認可、着工に向けた最終段階の手続を進めているところであり、引き続き、着実に手続を進めてまいります。

住宅・不動産分野においては、リフォーム投資

の促進と既存住宅の流通拡大などに取り組んでまいります。また、国土を守り、地域を支える担い手としての役割を果たす建設産業については、経

営環境の整備や技能、技術の承継、海外展開の促進等を図り、その再生、発展に取り組んでまいります。

整備新幹線の未着工三区間については、昨年末

の政府・与党確認事項に基づき、認可、着工に向けた最終段階の手続を進めているところであり、引き

続き、着実に手続を進めてまいります。

住宅・不動産分野においては、リフォーム投資

の促進と既存住宅の流通拡大などに取り組んでまいります。また、国土を守り、地域を支える担い手としての役割を果たす建設産業については、経

営環境の整備や技能、技術の承継、海外展開の促進等を図り、その再生、発展に取り組んでまいります。

整備新幹線の未着工三区間については、昨年末

の政府・与党確認事項に基づき、認可、着工に向けた最終段階の手続を進めているところであり、引き

続き、着実に手続を進めてまいります。

住宅・不動産分野においては、リフォーム投資

の促進と既存住宅の流通拡大などに取り組んでまいります。また、国土を守り、地域を支える担い手としての役割を果たす建設産業については、経

営環境の整備や技能、技術の承継、海外展開の促進等を図り、その再生、発展に取り組んでまいります。

整備新幹線の未着工三区間については、昨年末

の政府・与党確認事項に基づき、認可、着工に向けた最終段階の手続を進めているところであり、引き

続き、着実に手續を進めてまいります。

住宅・不動産分野においては、リフォーム投資

の促進と既存住宅の流通拡大などに取り組んでまいります。また、国土を守り、地域を支える担い手としての役割を果たす建設産業については、経

国実現に向けた総合的な取り組みを強化してまいります。

航空分野では、安全運航の確保を大前提としつつ、首都圏空港の抜本的な機能強化、戦略的なオーブンスカイ、本年七月に予定されている関空、伊丹の経営統合等の空港経営改革等の施策を推進します。

海運・造船分野においては、革新的省エネ技術の導入等を図るなど、世界有数の海運・造船国として国際競争力を強化してまいります。

さらに、アジアを初めとする海外の旺盛な需要を取り込み、経済成長につなげていくことが重要であります。鉄道、道路、自動車、水インフラ、航空、都市開発、港湾・海洋、防災など、我が国がすぐれた技術、経験を積極的に世界に展開し、相手国と我が国双方の国益につなげていくよう、官民一体となつたトップレベル等に力を注いでまいります。

我が国は、海上における主権を確保するとともに、治安と安全を守り、海洋権益の保全、海洋資源の開発及び利用等を進めること、海洋国家として総合的な取り組みを強化していくことが極めて重要であります。

このため、海上保安庁において、我が国周辺海域における情勢の変化や大規模災害等に対応できるよう、巡視船艇、航空機の整備、要員の充実等を初め体制整備の強化に努める等、国民の安全、安心の確保を図つてまいります。

また、国際連携の推進等によりソマリア周辺海域や東南アジアにおける海賊対策等を進めるとともに、排他的経済水域及び海洋資源の開発、保全を図る観点から、低潮線の保全や遠隔離島における活動拠点の整備、海洋調査の推進、海洋産業の育成等に取り組みます。

最後になりますが、私は、子供たちや孫たちの世代にすばらしい国土を残すことが我々政治家の使命であると考えてまいりました。人口減少や急激な少子高齢化、深刻な財政状況など厳しい状況

を踏まえ、選択と集中やコスト縮減、PPP、PFIの活用促進などを図りながら、陸海空に幅広くかかる国土交通省の総力を挙げて、子や孫の時代に誇れる国土づくりに邁進したいと考えております。

以上、国土交通行政の推進について、私の考え方を申し述べました。国民の皆様の御理解をいただきながら、御期待に応えることができるよう、諸課題に全力で取り組む覚悟であります。

今国会に提出いたしております法案等及び前国会から継続審議となつております交通基本法案につきましては、国土交通行政を円滑に実施するため大変重要なございりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、欧州連合がイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引き受けを禁止する措置を講ずる可能性が高まつたため、これによる影響を回避するための法案をこのたび追加提出させていただきました。国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営を維持するため、速やかに御審議をお願い申し上げます。

委員長、委員各位の格別の御指導をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○伴野委員長 内閣提出、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣羽田雄一郎君。

(本号末尾に掲載)

欧州連合がイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引き受けを禁止する措置を講することにより、船舶油濁損害賠償法において締結が義務づけられている油による汚染損害に関する保険契約の締結が困難となるなどの事態が生じ、イラン産原油を我が国に輸送するタンカーの運航ができなくなることが見込まれます。

我が国としては、こうした事態を回避し、イラン産原油を我が国に輸送するタンカーの運航を確保することで、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営を維持する必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、イラン産原油を我が国のみに輸送するタンカーの所有者が、一定の損害賠償の義務の履行を担保する契約を保険者と締結している場合、政府は、これにより手当されると相当する金額を保険者に交付する契約を、当該タンカーの所有者との間で締結することができることとしております。

第二に、この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴つて生ずる損害の填補について、保険金額が一定額以上の保険契約の締結が可能であると認められるに至つたとき等には、速やかに廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○羽田国務大臣 ただいま議題となりました特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案

午後零時三十三分散会

(趣旨)

第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国(次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。)を原産地とする原油(以下「イラン産原油」という。)を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国(次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。)を原産地とする原油(以下「油賠法」という。)第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対する引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁損害賠償法(昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。)第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対する引受けを禁止する措置により、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対して支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 タンカー 油賠法第二条第四号に規定するタンカーをいう。

二 特定タンカー イラン産原油を含む原油我が国への輸送の用に供するタンカー(我が国においてのみ原油の取扱しをするものに限る。)をいう。

三 タンカー所有者 油賠法第二条第五号に規定するタンカー所有者をいう。

四 特定タンカー所有者 特定タンカーのタンカー所有者(特定タンカーの船舶賃借人その他の国土交通省令で定める者であつて、特定タンカーのタンカー所有者と共同で特定損害

保険契約の被保険者となつてゐるものと含む。)をいう。

五 特定運航 特定タンカーがイラン産原油を積み込むためにイランに向けて運航を開始する時から当該特定タンカーに積み込んだイラン産原油を含む原油の取卸しを完了するまでの間ににおける特定タンカーの運航をいう。

六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第六号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七 特定損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 特定運航に伴つて生ずるタンカー油濁損害(特定費用に該当するものを除く。)

ロ 特定運航に伴つて生ずる損害又は費用であつて、イに掲げるもの以外のもの(特定費用に該当するものを除く。次条第二項第三号において「非油濁損害」という。)

ハ 特定費用 特定運航に伴つて生ずる費用で特定タンカー所有者が負担しなければならないものをいう。

九 特定損害等 特定損害及び特定費用をいう。

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害(以下「特定タンカー所有者損害」という。)を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 保険金額が、当該保険契約について再保險の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。

ロ 二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されたものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第十四条の規定に適合するものである。

十一 総トント数 油賠法第七条に規定する総トント数をいう。

(特定保険者交付金交付契約)

のであること。

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者(以下「特定保険者」という。)がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等(当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るもの)を除く。)についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。

イ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の種類が、当該特定損害保険契約において填補することができることとされている特定タンカー所有者損害に係る特定タンカーの種類と同一のものであること。

ロ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額(以下「担保上限金額」という。)を超えないものであること。

ハ 二千トンを超えるばら積みの原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されたものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第十四条の規定に適合するものである。

二 手数料その他これに類する名目で特定タンカー所有者が特定保険者に支払う金銭の額が、当該契約の締結及び履行のために要する費用の額に相当する金額を超えないものである。

三 非油濁損害のうちこれに基づく債権について

第三条 政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定保険者に対し当該特定保険者が支払う金銭(以下「交付対象金銭」という。)の額に相当する金額の交付金(以下「特定保険者交付金」という。)を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約(以下「特定保険者交付金交付契約」という。)を締結することができる。

2 政府が特定保険者交付金交付契約により同一の事故から生じた特定損害のうち次の各号に掲げるものに該当するものに係る交付対象金銭についての特定保険者交付金を交付する場合において、当該交付対象金銭の額が当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額を当該交付対象金銭の額として、前項の規定を適用する。

一 タンカー油濁損害のうちこれに基づく債権について油賠法又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカー所有者がその責任を制限することができるもの(以下この号及び次号において「特定油濁損害」という。)であつて、総トン数五千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの(油賠法第六条第一号の金額から特定損害保険契約により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額)を控除した金額

五 特定非油濁損害であつて、総トン数二千トントを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの(責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。)同号の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

六 特定油濁損害であつて、総トン数二千トントを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの(前号に掲げるものを除く。)責任制限法第七条第一項第二号イの金額から特定損害保険契約により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

六 特定非油濁損害であつて、総トン数二千トントを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの(油賠法第六条第二号の規定により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額)を控除した金額

六 特定油濁損害であつて、総トン数五千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの(油賠法第六条第二号の規定により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額)を控除した金額

六 特定油濁損害のうちこれに基づく債権について

て船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十一年法律第九十四号。以下この項において「責任制限法」という。)又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカー所有者がその責任を制限することができるもの(以下この項において「特定非油濁損害」とい

う。)であつて、総トン数二千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの(責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。)同号イの金額から特

定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

六 特定油濁損害であつて、総トン数二千トントを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの(責任制限法第七条第一項第二号イの金額から特定損害保険契約により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額)を控除した金額

六 特定油濁損害であつて、総トン数二千トントを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの(油賠法第六条第二号の規定により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額)を控除した金額

六 特定油濁損害のうちこれに基づく債権について

(特定保険者交付金交付契約の期間)

第四条 特定保険者交付金交付契約の期間は、そ

の締結の時からその時の属する会計年度の末日



義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成二十四年六月十八日印刷

平成二十四年六月十九日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

F